

使用人行政書士となる登録申請に添付する雇用契約書について

○使用人行政書士として従事することが確認できる雇用契約書を添付する場合

労働基準法施行規則第5条第1項により、書面の交付をもって明示しなければならないとされた事項が記載されていることをご確認ください。

〈最低限必要とされる項目〉

- ・雇用期間
- ・就業の場所
- ・従事すべき業務の内容
- ・労働時間（休憩時間・時間外労働に関する事項）
- ・休日・休暇
- ・賃金
- ・退職等に関する事項

○使用人行政書士として従事することが確認できる労働条件通知書を添付する場合

使用人行政書士となる者が内容につき同意していることが分かるよう、記名・押印がなされていることをご確認ください。